

全日中事務局だより

「教師を取り巻く環境整備特別部会」が中間まとめ素案を公表

▼令和七年八月十九日、文部科学省で「教師を取り巻く環境整備特別部会 第二回」が開催された。その部会で「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（改正案）が示された。

▼この指針は、平成三十年七月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」にかか

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正案)のポイント

概要 令和7年6月に成立した改正給付法に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給付法7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観念の追加

【働き方改革の目的】

- 教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観念】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その役割を適切に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- 「関係4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として全体的に把握することができると見做す（在校等時間とし、勤務時間管理の対象とする）

【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
- 1年度の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の実態を踏ま

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して給付法第8条第1項に規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」）を定める
- 実施計画は、健康の基盤政策を公表、総合会議に提出、地方公共団体との連携を図りつつ、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が30時間を超える教育職員を削減するべきであり、これを必要とするとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合が100%とする必要

✓ 1年における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間が平均で30時間程度となることを目指す

※ 可能な限り、教育職員のワークライフバランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実施に即して設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4.に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載することとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて定めるもの

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 服務監督教育委員会は、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民の参画を得ながら、地域の実情に応じた運用に努める
- ・ 教員以外の職員の役割運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善
- ・ 今日在校や教師を取り巻く状況や、教師の負担、働きがいの観点を踏まえつつアジェンダの上、本指針に位置づけ

① 学校以外が担うべき業務

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

③ 教師の業務として教員に必要とすべき業務

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業時数の実施に即して1日及び1週間当たりの授業時数の平準化や、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間（補習、部活動など）、教育職員の勤務時間内での対応
- ・ デジタル教育を活用した授業の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備（留守電話の設置 等）
- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たっては人事委員会・協議会を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

▼今回、提示された素案の概要は、次のとおりである。大きなポイントは五点である。

1) 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的な観念の追加

2) 在校等時間や上限時間

(3)「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

4) 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

(5)留意事項等

▼また、今回、「学校と教師の業務の3分類」の指針への位置付け」も新たに学校現場の現状を加味した修正案が提示されたことが、特筆すべき点だ。

▼この修正案では、学校以外が担うべき業務として、「学校では対応困難な苦情や要求を行い保護者等への対応」が追加され

ている。

▼また、教師以外が積極的に参画すべき業務として「学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理」、「ICT機器・ネットワーク設備の日常的な管理」「学校プールや体育館等の学校施設・設備の管理」「校舎の開設・施設」が新たに追加されている。

▼これらの業務は、既に、外部委託されている自治体もあると聞いているが、まだまだ、限られた一部での事例だ。

▼今回の素案では、教師以外が積極的に参画する業務を学校事務職員等を中心に実施することも明示されたが、部会の議論の中では、現実的ではないという意見が多く出され、今後、再修正が図られることとなった。

▼いずれにしても今後、この指針を基に各教育委員会では、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が始まる。

「学校と教師の業務の3分類」の指針への位置付け（案）

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、
服務監督教育委員会は、これらの分類を踏まえて「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定。
学校は、学校運営協議会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた運用を行う。

令和7年度第1回
府県教育委員会・関係機関協議会
（第2回）
資料1-2

意図の明確化 内容のアップデート	学校以外の役割が 必要で、教師が負担すべき業務	教師の業務が 負担軽減/可能な業務
	学校以外が担うべき業務	教師の業務だが 負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公金計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な言情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	①調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施） ②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務職員等を中心に実施） ③ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携を図りつつ、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情により外部委託も積極的に検討） ④学校プールや体育館等の施設・設備の管理（敷地は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討） ⑤校舎の開設・施設（副校長・教頭等に任せず、地域住民、役割分担の見直し等を促進） ⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、給食等を促進） ⑦校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進） ⑧部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）	④給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応） ⑤授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進） ⑥学習評価や成績処理（採点作業等の補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進） ⑦学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協力を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討） ⑧進路指導の準備（就労先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフの協力を促進） ⑨支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフの協働等も活用）
	※勤務時間前・下校時刻後の預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関間積極的に連携。

※これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、追加で業務を見直すことも有効

▼各地区の校長先生方も、ぜひ、その策定については、学校現場から意見を積極的に発信することが重要だ。

▼「実施計画」が計画だけに終わってしまえば、学校における働き方改革は、前に進まない。それどころか、教員不足の現状を考えると、働き方改革は後退してしまうことも危惧される。

▼これらの資料は、全日中HPの会員ページにアップされているので、ぜひ、御一読いただければと思う。

会員情報

富山県小矢部市立石動中学校長
岡 龍哉様 五十八歳 八月三十日

謹んでお悔やみ申し上げます、御冥福をお祈り申し上げます。

（事務局長 富士道正尊）